

KBA及びIBAについて

KBAと他の取り組みの関係

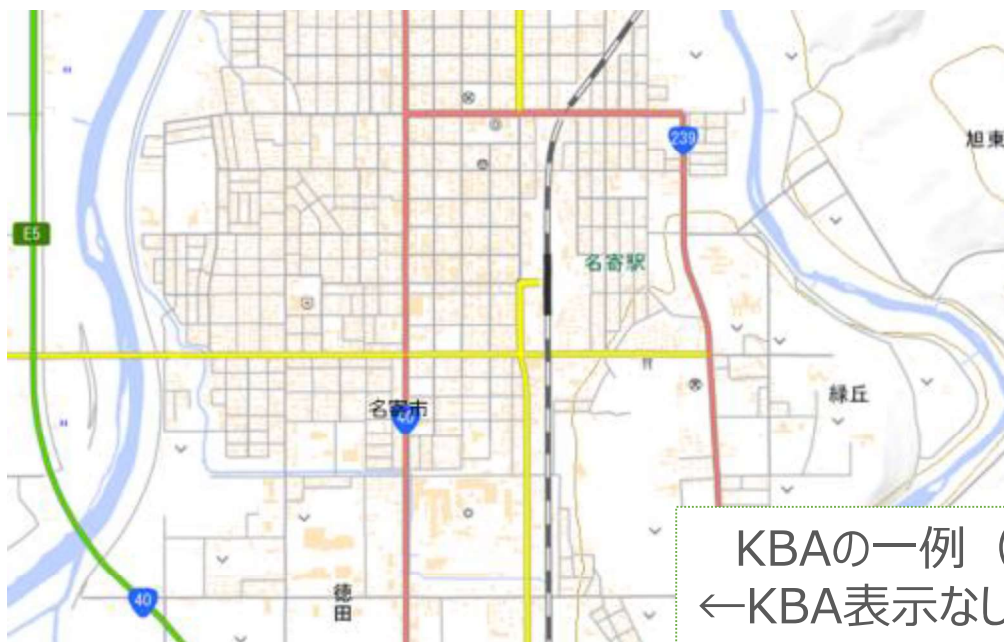
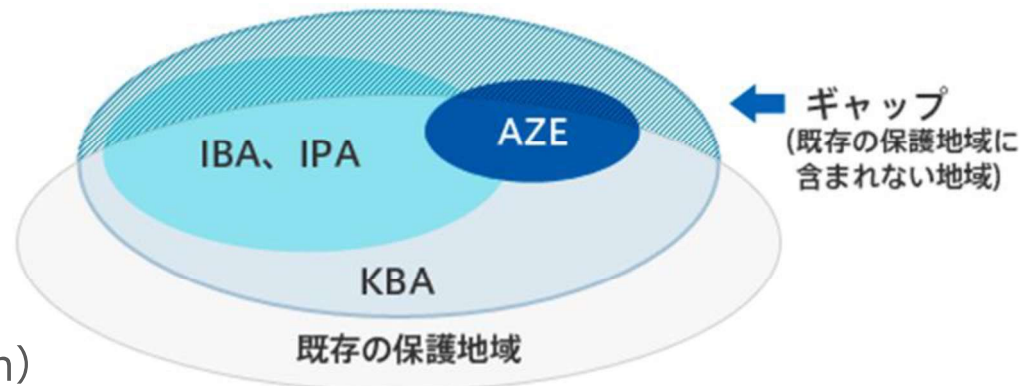
日本野鳥の会選定したIBAに、鳥類以外の分類群も含めた取組みに発展したものがKBAです。

従って、IBAは全てKBAになります。

さらに、分布が1か所に限られる絶滅危惧種が生息している地域は、AZE (Alliance for Zero Extinction)

サイトとして世界中で把握されていますが、これもKBAの条件を満たします。

この他、日本では選定されていませんが、植物についての重要地域であるIPA (Important Plant Area)が選定されている国・地域では、これも同様にKBAに含まれます。

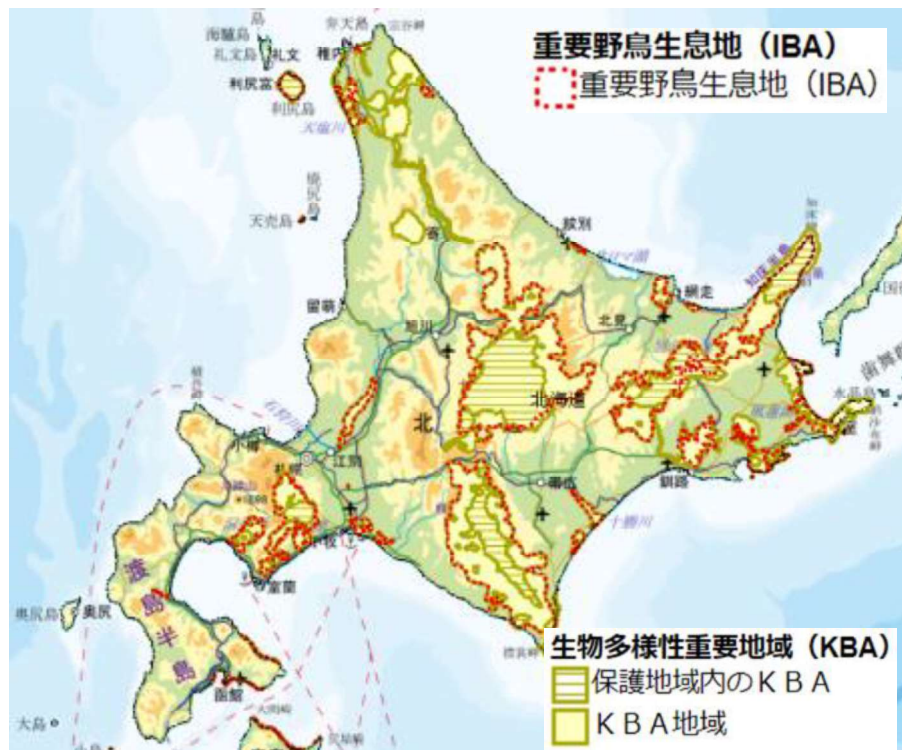


KBAの一例 (KBA表示有無)
←KBA表示なし KBA表示あり→

出典：[KBA] 1. コンサベーション・インターナショナル作成GISデータ：(1)「KBA地域」情報：KBA地図シェープファイル (ver.2011.11.07) 、(2)「保護地域内のKBA」情報：KBA保護地域地図シェープファイル (ver.2011.11.07) (EADAS)

出典：[IBA] 1. 公益財団法人日本野鳥の会作成 IBA情報 (1) 位置情報：シェープファイル(2012年8月)、(2) 属性情報：(2013年5月)、2. 参考資料：選定基準：公益財団法人日本野鳥の会 IBA公開Webサイト「IBA」の「選定基準」ページ (平成25年度) (EADAS)

18 KBA及びIBAの位置図



出典：前ページと同様 (EADAS)



KBA・IBAとして指定されている区域を除外区域とすべき。

理由：「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の15は「陸の豊かさを守ろう」であるが、その指標の一つ（15.1.2）が「陸生及び淡水性の生物多様性に重要な場所のうち保護区で網羅されている割合」である。その中で、KBAは「国際基準で選定された、生物多様性の保全の鍵となる重要な地域」とされ、その地域が保護区で網羅されている割合が同目標の指標と定義されている（外務省、Japan SDGs Action Platform. [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/data/15/Indicator15.1.2\(metadata\)_ja.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/data/15/Indicator15.1.2(metadata)_ja.pdf)）。

そもそもKBAは、危機性(世界的に絶滅の危機に瀕した種が生息する地域は重要という考え方)と非代替性(ある種の存続が特定の場所に依存している場合、その場所は重要であるという考え方)という世界で統一された選定基準により選ばれている、国際的にその重要性・保全の必要性が認められている地域である(コンサベーションインターナショナル <http://kba.conservation.or.jp/>)。従って、現在保護区に含まれていないKBAは速やかに保護区として指定することが必要であるが、そのためにもKBAは「地域脱炭素化促進区域」から一律に除外すべきである。

(吉中委員)

KBAを、「考慮対象事項」の環境配慮事項「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」の収集すべき情報に追加し、その他のKBAは考慮対象事項のままで良い。

IBAは、様々な鳥類が対象で、保全の必要性が特に高い区域を選定していることからKBAよりも重要である。

太陽光発電施設と風力発電施設では、市街地を除いて、IBAを除外区域に設定すべき。

(白木委員)

【 検討が必要と思われる影響 】

KBAの境界線は、「生息地を含む既存の保護地域およびIBA、AZEを分断せず、これらの外にある生息地においても自然環境保全基礎調査と自治体の境界線を参考に対象種の生息地を含むように定めた」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパンHPより）ため、名寄駅周辺の住宅地を始めとした宗谷本線沿線、日高山脈から襟裳岬まで、離島全域などの**広範囲が定められている**。

結果として、住宅や商店、工場の設置が可能な区域において再生可能エネルギー施設（促進区域設定）の検討ができないことになり得る。

人の居住地域や開発地域、島の全域若しくは島・行政区域の大半が①除外区域になる市町村が発生する。

IBAでは、**行政区域の全域が①除外区域になる市町村、島全体が①除外区域になる市町村が発生する。**

【 温対部会答申案 】

KBAは、②考慮対象事項に設定。

IBAは、太陽光発電施設及び風力発電施設では、市街地を除いて①除外区域に設定し、その他の施設では、②考慮対象事項に設定。

ただし、KBA及びIBAとも定められている区域が広く、人の居住地域や開発地域、島の全域や市町村行政区域の全域又は大半が含まれることから、促進区域を設定する市町村への影響を踏まえて考慮対象事項に設定するなど議論の余地があるため、KBAとIBAの設定についてご審議いただきたい。

風力発電における 鳥類のセンシティブティマップについて

風力発電における鳥類のセンシティブティマップとは

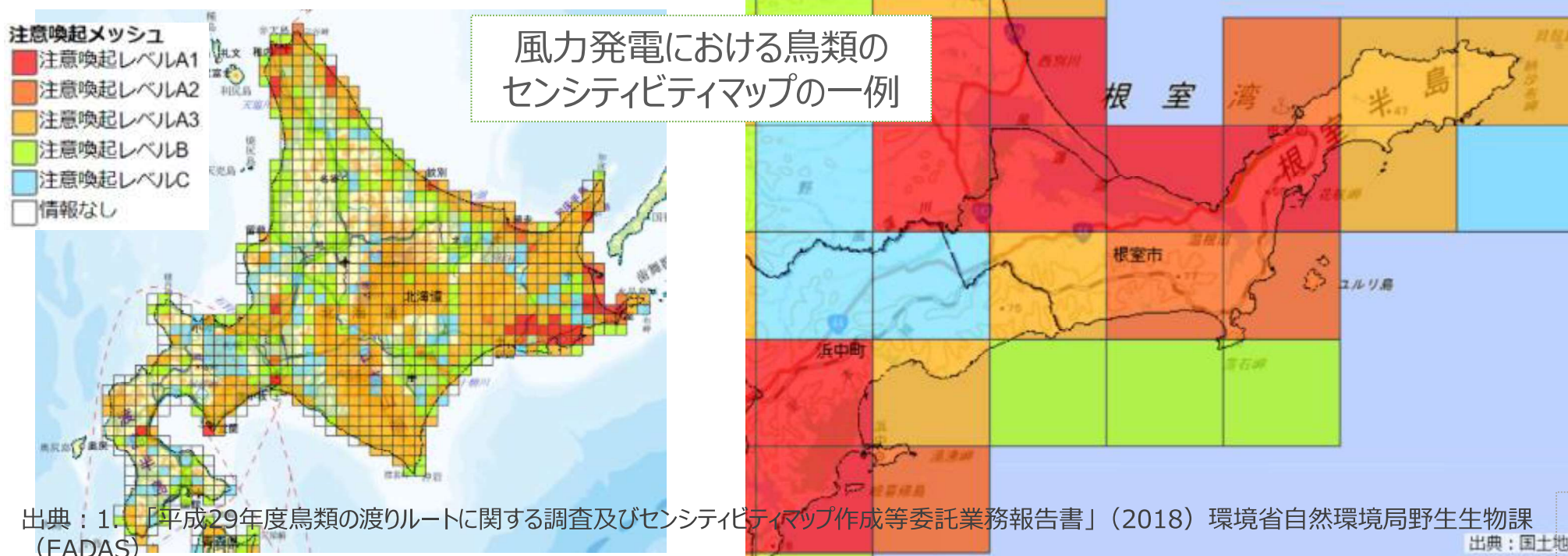
風力発電における鳥類のセンシティブティマップとは、風力発電の設置によりバードストライク等の鳥類への影響が懸念される区域を、集団繁殖地や鳥類の分布情報等から、日本の沿岸域における風力発電に対する鳥類への影響を、二次メッシュ単位で評価したものです。

「注意喚起メッシュ」は10kmメッシュの図面で、「鳥類の渡りルート」は地図上にラインで表示しています。

センシティブティマップは注意喚起を行うものであり、建設してはいけない場所を示した地図ではありません。

注意喚起レベルで「情報なし」としたメッシュは、重要種が分布しておらず、集団飛来地もないことから注意喚起レベルが低いと評価された場合だけでなく、もともと鳥類の生息状況の情報そのものがない場合も含まれるため、「情報なし」のメッシュであっても、環境影響評価の手続きにおいては十分な調査を実施してください。

注意喚起レベルを表示したメッシュは、重要種や集団餌場・集団峙は必ずしもメッシュ内の全面に分布しているわけではなく、メッシュ内のごく一部にだけに分布している場合も含まれます。



【委員意見】

「風力発電施設における鳥類のセンシティブティマップ」に基づく「鳥類への影響を考慮すべき区域」を除外区域とすべき。
理由：風力発電施設の計画策定にあたっては、「環境アセスメントデータベースEADAS」で公開されている「風力発電施設における鳥類のセンシティブティマップ」に基づき、「鳥類への影響を考慮すべき区域」として「注意喚起メッシュ」が示されている。「注意喚起」が必要な区域に「地域脱炭素化促進区域」を設定することは不適切であり、「地域脱炭素化促進区域」から**一律に除外すべき**である。
(吉中委員)

【委員意見】

「風力発電における鳥類のセンシティブティマップ」における**レベルA3以上は、原則除外**にする。
それ以外は、確実な生息地情報を得た上で、**専門家に確認して影響のある範囲を除外**する。
(= 考慮対象事項に設定した上で、市町村が促進区域を設定する際に専門家などに意見を聴取して区域を検討すると同義と思われる。)
(白木委員)

【検討が必要と思われる影響】

風力発電事業における鳥類の**センシティブティマップの作成目的**は、「自然環境の保全と再生可能エネルギー導入の両立を図るため、センシティブティマップを作成することで、**自然環境に配慮した再生可能エネルギーの適切な導入を加速する。**」であり、その内容は「**センシティブティマップは注意喚起を行うものであり、建設してはいけない場所を示した地図ではない。**」（環境省HPより）となっているため、地域や事業者が十分に調査・検討するといった趣旨にそぐわない。
センシティブティマップの「注意喚起」は、**10km単位のメッシュで表示されているため、机上や現地で詳細区域がわからない**という声が出ている。

【温対部会答申案】

センシティブティマップを考慮対象事項に設定し、「適正な配慮の考え方」に「**注意喚起レベルA3以上の区域は、再エネ事業の実施を避ける。**」「**やむを得ず当該地を避けられない場合や注意喚起レベルA2以下の区域は、確実な生息地情報を得た上で、専門家に確認して影響のある範囲を除外する**」と設定。

一方で、市町村や地域住民、事業者などの視点に立つと、**注意喚起レベルA3以上であっても一律に再生可能エネルギー事業の実施を避けるように基準を設定することは、市町村や地域住民などが協議し、合意形成を図る機会の喪失に繋がることを踏まえて、センシティブティマップの設定についてご審議いただきたい。**